

議案 第11号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、里親支援センターの設備の基準等を定めるものです。

【省令改正の背景】

家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを新たに児童福祉施設として位置付ける児童福祉法の改正が行われました。

これを踏まえ、里親支援センターの設備の基準等を定めるため、省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①里親支援センターの設備の基準等を定めます。
- ②類型が一元化された児童発達支援センターの設備の基準等を定めます。
- ③母子生活支援施設等の長が自立支援計画を策定するに当たっては、母子等の意見又は意向を勘案することを義務付けます。
- ④困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、用語を変更します。
例) 婦人相談所 → 女性相談支援センター

【施行期日】

令和6年4月1日